

# 名古屋美容専門学校 学 則

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この専修学校は、名古屋美容専門学校（以下「本校」という。）という。

(位 置)

第2条 本校は、名古屋市熱田区金山町1丁目8番10号に置く。

(目 的)

第3条 本校は、教育基本法の本質に則り、学校教育法に従い、美容に必要な基礎教育と専門的実践教育を行い、豊かな知性と誠実な心を持ち、社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

## 第 2 章 課程、学科、修業年限、学級数、定員及び在学年限並びに休業日

(課程、学科、修業年限、学級数、定員及び在学年限)

第4条 本校の課程、学科、修業年限、学級数及び定員は次のとおりとする。

課程名	学 科 名	昼夜区分	修業年限	学級数	入学定員	総 定 員	備 考
衛生専門課程	美 容 学 科	昼間	2年	8学級	160人	320人	

2 学生は、4年を超えて在学することはできない。

(学年、学期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

前 期 4月1日から9月30日まで

後 期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。ただし、校長は必要があると認める場合には休業日を変更することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 土曜日・日曜日

(3) 夏 期 7月21日から8月31日まで

(4) 冬 期 12月25日から1月10日まで

(5) 学年末 3月25日から3月31日まで

### 第 3 章 教育課程、授業日時数及び教職員組織

(教育課程及び授業単位数)

第 7 条 教育課程及び授業単位数は、別表のとおりとする。

(始業及び終業時刻)

第 8 条 本校の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

昼間部 9時30分から15時50分まで

(教職員組織)

第 9 条 本校は、次の教職員を置く。

- (1) 校 長 1人
- (2) 教 員 16人以上
- (3) 事務職員 4人以上
- (4) 校 医 1人

2 校長は、校務を掌り、所属教職員を監督する。

### 第 4 章 入学、休学、復学、転入学、退学及び卒業等

(入学資格)

第 10 条 本校への入学資格は、高等学校卒業以上、又はこれと同等の資格があると認められた者とする。

(入学時期)

第 11 条 本校の入学時期は、毎年4月1日とする。

(入学手続及び入学許可)

第 12 条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第 18 条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第 18 条に定める入学金を添えて手続をとらなければならない。

2 校長は、前項の入学手続を完了した者に対し入学の許可を与える。

(休学及び復学)

第 13 条 校長は、疾病その他やむを得ない事由によって引き続き1か月以上欠席し、なお2か月以上欠席を要すると認められる者が休学を願い出た場合には、6か月以内に限り休学を許可

することができる。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に6か月まで延長することができる。

- 2 校長は、教育上必要と認めた場合には、休学を命ずることができる。
- 3 前2項の者が復学しようとする場合は、届け出て復学することができる。
- 4 休学の期間は通算して1年を超えることはできない。
- 5 休学の期間は第4条第2項の在学年限に算入しない。

(転入学)

第14条 校長は、他の美容専門学校（厚生労働大臣が指定した美容師養成施設に限る）の学生が、その学校長の承諾書を添えて転入学を志願する場合は、欠員がある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

(退学及び除籍)

第15条 退学しようとする者は、その理由を付した書面に保護者又は保証人連署の上、校長の許可を受けなければならない。

- 2 次の各号の一に該当する者は、校長が除籍する。
  - (1) 第4条第2項に定める在学年限を超えた者
  - (2) 第13条第4項に定める休学の期間を超えて、なお就学できない者
  - (3) 授業料の納付を怠り、督促を受けても、なお納付しない者
  - (4) 長期間にわたり行方不明の者
  - (5) 死亡した者

(認定の基準)

第16条 教育課程の修了又は卒業は、所定の課程を修了し、試験に合格した者について、平素の成績及び性行を斟酌して認める。

(証書の授与)

第17条 校長は、所定の全課程を修了したと認めた者には、専門士（衛生専門課程）の称号を授与し、別紙第1号様式の卒業証書を授与しなければならない。

- 2 校長は、必要に応じて別表第2号様式の修了証書を交付することができる。

## 第5章 入学金、授業料等

(入学金、授業料等)

第18条 本校の入学金、授業料等は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜区分	入学検定料 (円)	入 学 金 (円)	授 業 料 (年額:円)	実 習 費 (年額:円)	教育充実費 (入学時:円)
衛生専門課程	美容学科	昼間	15,000	100,000	450,000	240,000	150,000

- 2 授業料、実習費及び教育充実費は、指定日までに納付するものとする。

3 授業料、実習費及び教育充実費を期限内に納付しないときは、学校は遅滞なく期限を付して督促するものとする。

(返 還)

第19条 既に納付した入学選考料、入学金、授業料、実習費及び教育充実費は返還しない。ただし、特別な事由がある場合は、この限りではない。

## 第 6 章 賞罰、その他

(ほう賞)

第20条 校長は、他の模範となる者をほう賞することができる。

(懲 戒)

第21条 校長は、教育上必要と認めた場合には、学生に対し懲戒を行うことができる。ただし、退学は次の各号に該当する者に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(健康診断)

第22条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(雑 則)

第23条 この学則の実施に関し、必要な細則は校長が定める。

附 則

この学則は、平成11年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成13年3月12日より施行する。

附 則

この学則は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成16年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成23年4月1日より施行する。

ただし、平成22年度以前の入学生は従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成24年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成31年1月1日より施行する。

附 則

この学則は、令和3年4月1日より施行する。

# 教 育 課 程 表

## 衛生専門課程

専門 一般 教科 区分	美 容 学 科 (昼間部)					
	授 業 科 目	必選 の別	開 講 学 年	取 得 単 位 数	年間授業時間数	
					1 学年	2 学年
専 門 教 育 科 目	関係法規・制度	必修	2	1		30
	衛生管理Ⅰ	必修	1	1	30	
	衛生管理Ⅱ	必修	2	2		60
	保健Ⅰ	必修	1	1	30	
	保健Ⅱ	必修	2	2		60
	化粧品化学Ⅰ	必修	1	1	30	
	化粧品化学Ⅱ	必修	2	1		30
	文化論	必修	1	2	60	
	美容技術理論Ⅰ	必修	1	3	90	
	美容技術理論Ⅱ	必修	2	2		60
	運営管理	必修	1	1	30	
	美容実習Ⅰ	必修	1	15	450	
	美容実習Ⅱ	必修	2	15		450
	トータルビューティ基礎	必修	1	4	120	
	サロンヘアスタイル	選択	2	2		60
	モードヘアスタイル・フォトシェーディング		2	2		60
	ヘアメイク		2	2		60
	ジェルネイル		2	2		60
	着付・ブライダル		2	2		60
ヘアアレンジ・デザインヘアカラー	2		2		60	
エステ・まつ毛エクステ	2		2		60	
パーソナルカラー・ヘアケアマイスター	2		2		60	
一 般 教 育 科 目	キャリアデザインⅠ	必修	1	3	90	
	キャリアデザインⅡ	必修	2	1		30
	コミュニケーションⅠ	必修	1	3	90	
	コミュニケーションⅡ	必修	2	2		60
	デッサン	選択	1	1	30	
	マナービジネス		1	1	30	
	英会話		1	1	30	
	福祉		1	1	30	
年間合計				67	1050	960

注：30時間を1単位とする。

選択については専門8科目中3科目、一般4科目中1科目を選択する。

平成29年度以前の入学生は従前の教育課程を適用する。

